

会議の名称	令和4年第11回本庄市農業委員会総会
開催日時	令和4年11月25日(金) 午後2時から 午後3時30分まで
開催場所	本庄市役所 大会議室
出・欠席者	別紙のとおり
議事日程	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 あいさつ 3 議事録署名委員及び書記の指名 4 付議事件の上程、提案理由及び内容の説明、質疑並びに採決 <ol style="list-style-type: none"> (1) 第55号議案 農地法第3条の規定による許可申請について (2) 第56号議案 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(通年) (3) 第57号議案 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)について(通年) (4) 第58号議案 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)について(期間) (5) 第59号議案 農地法第5条の規定による許可申請について (6) 報告第54号 農地法第3条の3の規定による届出について (7) 報告第55号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について (8) 報告第56号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について (9) 報告第57号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について (10) 報告第58号 農地法第18条第6項の規定による通知について 5 事務局連絡事項 6 閉会
配付資料	<ol style="list-style-type: none"> 1 令和4年第11回本庄市農業委員会総会議事日程 2 令和4年第11回本庄市農業委員会総会議案 3 事務局連絡事項

主 管 課	農業委員会事務局
-------	----------

議 事 録

会 議 の 経 過	
発 言 者	発 言 内 容
事務局長	<p>それでは、定刻でございますので、ただいまより総会を始めさせていただきます。議事日程に従いまして、進めさせていただきます。</p> <p>まず、議事日程1の開会を細野会長代理にお願いいたします。</p>
細野会長代理	<p>こんにちは。本日はお忙しい中、お集まりいただき誠にありがとうございます。それでは、ただ今から令和4年第11回本庄市農業委員会総会を開会いたします。よろしくお願いいたします。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。次に、議事日程2あいさつに移ります。田端会長よりご挨拶をお願いいたします。</p>
田端会長	<p>皆さまこんにちは。先ほど市長からあいさつをいただきまして、今日は後が詰まっていることでもありますのであいさつは省略させていただきます。本日もよろしくお願いいたします。</p>
事務局長	<p>本日の総会でございますが、農業委員の関根委員、塩原茂夫委員より欠席の旨の届出がありましたので、ご報告いたします。次に、総会の定足数についてでございます。農業委員会等に関する法律第27条第3項に「総会は、現に在任する委員の過半数が出席しなければ、開くことができない」と規定されております。本日の総会は、在任農業委員19名中17名出席で、定足数に達しておりますので、総会が成立し、在任農地利用最適化推進委員24名中24名の出席となっておりますことをご報告いたします。</p> <p>これより議事に入ります。本庄市農業委員会総会会議規則第5条の規定により、田端会長に議長をお願いいたします。よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、議事日程3、議事録署名委員及び書記の指名でございますが、慣例により、私から指名させていただきます。本日は、9番岡芹委員、10番宮部延一委員の両名をお願いいたします。また、会議書記は、事務局の高群補佐を指名します。</p> <p>次に、議事日程4、付議事件の上程、提案理由及び内容の説明、質疑並びに採決に入ります。本日の付議事件は、議事日程のとおり議案5件及び報告5件であります。</p>

	<p>まず、第55号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>第55号議案を説明いたしますので、議案書1ページをお願いいたします。</p> <p>第55号議案、農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。</p> <p>本議案につきましては、農地法第3条第1項の規定により、別紙申請について処分したいので、ご提案申し上げます。議案内容ですが、農地法第3条の規定により、別紙の許可申請に係る処分の議決を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>申請内容につきましては、2ページをお願いいたします。申請件数は、3件となります。その内訳は、売買による所有権移転1件及び贈与による所有権移転2件でございます。</p> <p>次に、農地の権利移動についての許可判断要件をご説明いたします。農地法第3条第2項に許可判断の要件が規定されておまして、まず、全部効率利用要件で、農地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うこと。次に、農作業常時従事要件で、農作業に常時従事すること。次に、下限面積要件で、本庄市では経営面積の合計が50a以上であること。次に、地域との調和要件で、周辺の農地利用に悪影響を与えないこととなっております。農地の受け手がこれらすべての要件を満たしていないと許可できないこととなっております。以上でございます。</p>
議長	<p>それでは、整理番号1から整理番号3までについて、順番に事務局から説明、地区担当委員から報告をいただきました後に、ご質疑いただき、その後、審議とさせていただきますので、よろしく願いいたします。</p> <p>まずは、整理番号1について事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号1をご説明いたしますので、2ページをお願いいたします。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町吉田林地内の田1筆、面積は記載のとおりです。売買による所有権移転です。経営状況は、記載のとおりです。地区担当は、小賀野委員でございます。なお、申請地位置図は、3ページになります。</p> <p>受人所有農地の現地調査及び書類審査を実施しましたところ、許可判断要件すべてを満たしているものと考えます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号1について、小賀野委員から報告をお願いいたします。</p>
小賀野委員	<p>19番小賀野より、報告させていただきます。11月21日午前9時頃に出牛推進委員と、現地調査及び受人への聴き取りを行いました。</p> <p>申請地の位置につきましては、議案書3ページをご覧ください。国道462号</p>

	<p>線大北交差点から南西に約100mの場所に位置しております。</p> <p>恐れ入ります、議案書2ページにお戻り下さい。</p> <p>申請事由は売買による申請です。受人の年齢は60歳、年間約150日農業に従事しているとのことです。主な農機具はトラクター2台、耕運機3台、田植機1台、コンバイン1台を所有しており、経営力についての生産性は適当であります。申請地には露地野菜を作付けするとのことです。</p> <p>受人所有農地及び申請地の耕作状況は、すべての農地で問題なく管理がされており、周辺農地への支障の恐れもなく、下限面積要件も満たしていることから、何ら問題ないと思われます。</p> <p>以上、ご報告いたします。</p>
議長	次に、整理番号2について、事務局より説明を求めます。
事務局長	<p>整理番号2をご説明いたしますので、2ページをお願いいたします。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、田中地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。贈与による所有権移転です。経営状況は、記載のとおりです。地区担当は、福島公博委員でございます。なお、申請地位置図は、4ページになります。</p> <p>受人所有農地の現地調査及び書類審査を実施しましたところ、許可判断要件すべてを満たしているものと考えます。以上でございます。</p>
議長	整理番号2について、福島公博委員から報告をお願いいたします。
福島公博委員	<p>4番福島より、整理番号2について報告させていただきます。11月21日午後1時頃、高橋推進委員と現地確認及び受人から聴き取りを行いました。</p> <p>申請地の概要につきましては、議案書4ページ3-2の地図をご覧ください。田中集落センターより北に約180mの場所に位置しております。</p> <p>恐れ入ります、議案書2ページにお戻り下さい。</p> <p>申請事由は贈与でございます。申請地は非常に面積が小さく、管理に困った渡人が、隣接地を耕作する受人に譲り渡すこととなりました。受人の年齢は79歳、本人の農業従事日数は200日です。農業従事者数は本人と妻の計2名でございます。農機具はトラクター1台、ネギ移植機1台、管理機2台、動力噴霧機1台を所有しており、経営力についての生産性は適当であると思われます。</p> <p>申請地及び受人経営農地の耕作状況は、すべての農地で保全管理がされており、周辺農地への支障の恐れはありませんでした。また、下限面積要件も満たしていることから、何ら問題ないと思われます。</p> <p>以上、ご報告いたします。</p>
議長	次に、整理番号3について、事務局より説明を求めます。
事務局長	整理番号3をご説明いたしますので、2ページをお願いいたします。申請人の

	<p>住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、小和瀬地内の畑2筆、面積は記載のとおりです。贈与による所有権移転です。経営状況は、記載のとおりです。地区担当は、関根委員でございます。なお、申請地位置図は、5ページになります。</p> <p>受人所有農地の現地調査及び書類審査を実施しましたところ、許可判断要件すべてを満たしているものと考えます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号3についてですが、本日、関根委員が欠席ですので、同じ担当地区の福島正紹推進委員から報告をお願いいたします。</p>
福島正紹 推進委員	<p>整理番号3について関根委員に代わりまして、福島より報告させていただきます。11月18日午後1時頃、関根農業委員と現地確認及び受人から聴き取りを行いました。</p> <p>申請地の概要につきましては、議案書5ページ3-3の地図をご覧ください。小和瀬集落農業センターより北に600mほどの場所に位置しております。</p> <p>恐れ入ります、議案書2ページにお戻り下さい。</p> <p>申請事由は贈与、渡人と受人の関係は叔母と甥になります。受人の年齢は59歳、本人の農業従事日数は300日です。農業従事者数は本人と母の計2名でございます。農機具はトラクター3台、管理機5台を所有しており、経営力についての生産性は適当であると思われまます。</p> <p>申請地及び受人経営農地の耕作状況は、すべての農地で保全管理がされており、周辺農地への支障の恐れはありませんでした。また、下限面積要件も満たしていることから、何ら問題ないと思われまます。</p> <p>以上、ご報告いたします。</p>
議長	<p>ただいまの、整理番号1から整理番号3までの説明及び報告に対しまして、ご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号1から整理番号3までの許可申請について、許可することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議ございませんので、許可といたします。</p> <p>次に、第56号議案「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(通年)」を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>第56号議案をご説明いたしますので、議案書6ページをお願いいたします。</p> <p>第56号議案、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(通年)を、ご説明申し上げます。本議案につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、別紙の農用地利用集</p>

	<p>積計画の決定に係る議決を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>計画内容については、7ページから64ページまでをお願いいたします。今回の申請件数は、102件です。田156筆及び畑299筆の面積合計33万4,251.46平方メートルの利用権設定でございます。それらのうち、7ページのNo.1から60ページのNo.90までの90件については、農地中間管理事業として埼玉県農林公社が借主となり、出し手との利用権設定でございます。</p> <p>次に、農用地利用集積計画についてご説明いたします。農用地利用集積計画は、農業委員会の決定を経て、本庄市が公告しますが、決定の要件としては農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定により、本庄市の定めた基本構想に適合することが必要でございます。</p> <p>本庄市では、利用権の設定等を受ける者が備えるべき要件として、「全ての農用地を効率的に耕作又は養畜の事業を行うと認められること」、「耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること」、「その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること」等を備えることと定めております。今回の農用地利用集積計画の内容は、これらの要件を満たしているものと考えます。以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいま事務局より説明がありました。推進委員の宮部豊徳委員につきましては、利用の設定等を受ける者として、また、農業委員の立石委員につきましては、利用権の設定をする者として、本人が議事対象となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定及び同法令を準用して、議事に参与できませんので、一時退席をお願いいたします。</p> <p>(退席後)</p> <p>第56号議案について、皆さんから、ご質疑がございましたらお願いいたします。</p> <p>(なし)</p> <p>それでは、お諮りいたします。第56号議案については、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議ございませんので、第56号議案については、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>事務局に申し上げます。立石委員及び宮部豊徳委員の復席をお願いします。</p> <p>(復席)</p> <p>次に、第57号議案「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)について(通年)」を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
<p>事務局長</p>	<p>第57号議案をご説明いたしますので、議案書65ページをお願いいたしま</p>

	<p>す。第57号議案、農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）について（通年）を、ご説明申し上げます。本議案につきましては、本庄市が農地中間管理機構へ提出する別紙農用地利用配分計画（案）に対しまして、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、農業委員会の意見を決定したいので、ご提案申し上げるものでございます。議案内容ですが、本庄市の農用地利用配分計画について、別紙のとおり計画することについて意見を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>配分計画案につきましては、66ページから108ページまでをお願いいたします。借受希望者の公募に応募した担い手の方に農地中間管理機構が借り受けた農地を再配分したものでございます。賃借権の設定等を受ける土地が、田149筆及び畑281筆、面積合計で29万6,452.46平方メートルでございます。設定する権利は、すべて使用貸借権となっております、それらの設定を受ける者は、80名となっております。本議案の配分計画は、栗崎向田地区における農地中間管理機構関連農地整備事業によるもので、20年の貸借期間中におきまして土地改良及び換地処分を行い、事業完了の後、基盤整備された農地につきまして再度の配分を計画するものでございます。</p> <p>農用地利用配分計画（案）に対する意見については、「農地のすべてを効率的に利用して耕作等の事業を行う見込みであること」、「周辺の農地利用に悪影響を及ぼさないこと」、「必要な農作業に常時従事する見込みがあること」等の視点において、本庄市から意見を求められておりまして、今回の農用地利用配分計画（案）の内容については、これらの要件を全て満たしているものと考えます。以上でございます。</p>
議長	<p>ただいま事務局より説明がありましたが、農業委員の立石委員につきましては、賃借権の設定等を受ける者として、本人が議事対象となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、議事に参与できませんので、一時退席をお願いいたします。</p> <p>（退席）</p> <p>第57号議案について、皆さんから、ご質疑がございましたらお願いいたします。</p> <p>（なし）</p> <p>それでは、お諮りいたします。第57号議案については、原案のとおり計画することに、ご異議ございませんか。</p> <p>（異議なし）</p> <p>ご異議ございませんので、原案のとおり計画することに「意見なし」で本庄市長に回答いたします。事務局に申し上げます。立石委員の復席をお願いいたします。</p>

	<p>(復席)</p> <p>次に、第58号議案「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)について(期間)」を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>第58号議案をご説明いたしますので、議案書109ページをお願いいたします。</p> <p>第58号議案、農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)について(期間)を、ご説明申し上げます。</p> <p>本議案につきましては、本庄市が農地中間管理機構へ提出する別紙農用地利用配分計画(案)に対しまして、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、農業委員会の意見を決定したいので、ご提案申し上げるものでございます。議案内容ですが、本庄市の農用地利用配分計画について、別紙のとおり計画することについて意見を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>配分計画については、110ページから114ページをお願いいたします。賃借権の設定等を受ける土地が田33筆及び畑11筆、面積合計で3万9,254平方メートルでございます。設定する権利は、すべて麦作期間の使用貸借となっております。それらの設定を受ける者は、記載のとおりとなっております。</p> <p>農用地利用配分計画(案)に対する意見については、「農地のすべてを効率的に利用して耕作等の事業を行う見込みであること」、「周辺の農地利用に悪影響を及ぼさないこと」、「必要な農作業に常時従事する見込みがあること」等の視点において、本庄市から意見を求められておりまして、今回の農用地利用配分計画(案)の内容については、これらの要件を全て満たしているものと考えます。以上でございます。</p>
議長	<p>第58号議案について、皆さんから、ご質疑がございましたらお願いいたします。</p> <p>(なし)</p> <p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>第58号議案については、原案のとおり計画することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議ございませんので、第58号議案については、原案のとおり計画することに「意見なし」で本庄市長に回答いたします。</p> <p>次に、第59号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>第59号議案をご説明いたしますので、議案書115ページをお願いいたし</p>

	<p>ます。</p> <p>第59号議案、農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、農地法第5条第3項の意見を付して、埼玉県知事に送付するため、別紙申請について意見の決定をしたいので、ご提案申し上げます。議案内容ですが、農地法第5条の規定により、別紙の許可申請について意見を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>申請内容については、116ページをお願いいたします。申請件数は、5件でしたが、整理番号5の許可申請書が取下げられましたので、本議案での審議は4件となります。その内訳は、使用貸借権1件、所有権移転2件及び賃借権1件でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>それでは、整理番号1から整理番号4までを、順番に事務局から説明、地区担当委員からの報告をいただきました後に、ご質疑いただき、その後、審議とさせていただきますと存じますので、よろしくをお願いいたします。まずは、整理番号1について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号1をご説明いたしますので、116ページをお願いいたします。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、滝瀬地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、使用貸借権です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、指定なしです。令和4年8月30日に、農用地区域から除外となっております。地区担当は、金井委員でございます。</p> <p>申請地位置図は、117ページをお願いいたします。5-1については、農用地区域から除かれているものの、農地の集団性が10ヘクタール以上の集団の農地であることから、第1種農地と判断いたしました。</p> <p>第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、申請事由が自己用住宅用地であるため、第1種農地の不許可の例外として、農地法施行規則第33条第4号に規定する「住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの。」に該当し、許可相当になるものと考えます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと考えます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号1について、金井委員から報告をお願いいたします。</p>
金井委員	<p>3番金井が報告させていただきます。11月20日午後1時頃、糸原推進委員と現地確認及び渡人から聴き取りを行いました。申請地の概要については議案書117ページ5-1の地図をご覧ください。</p> <p>申請地は主要地方道本庄妻沼線滝瀬交差点から、北東約200mに位置しております。</p>

	<p>恐れ入ります、議案書116ページにお戻りください。</p> <p>申請目的は自己用住宅用地としての使用貸借権設定となっております。借受人と貸渡人の関係は親子になります。</p> <p>申請人は、現在申請地隣の実家にて生活していますが、子供の成長、両親が所有する農地管理の手伝いを考えて、実家付近での自己用住宅の建築が必要になり今回の申請に至りました。以上の事から、転用目的及び必要性は妥当であると思われまます。農地を分断し集団性に支障が生じないこと、農道や水路にも支障を及ぼす恐れもないことから転用にあたっては特に問題ないかと思われまます。</p> <p>以上、ご報告します。</p>
議長	次に、整理番号2について、事務局より説明を求めまます。
事務局長	<p>整理番号2をご説明いたしますので、116ページをお願いいたします。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、西富田地内の畑3筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、指定なしです。都市計画法第34条第11号の指定区域となっております。地区担当は、岡芹委員でございます。</p> <p>申請地位置図は、118ページをお願いいたします。5-2については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。</p> <p>第2種農地の転用許可の立地基準である、申請地に替えて周辺の他の土地では、申請事業の目的を達成することができないと認められ、また、一般基準の不許可相当に該当する項目も申請書類を審査する限りにおいてないことから、本申請は許可相当であるものと考えまます。以上でございます。</p>
議長	整理番号2について、岡芹委員から報告をお願いいたします。
岡芹委員	<p>整理番号2について、9番岡芹より報告します。11月21日午前9時頃から門倉推進委員、荒井推進委員と現地確認及び申請代理人から聴き取りを行いました。</p> <p>申請地の概要につきましては、議案書118ページ5-2の地図をご覧ください。申請地は、国道462号線西富田歩道橋の信号交差点から西方向へ300mほどの場所で、延命寺の墓地の東側に隣接した集落の中に位置しております。</p> <p>恐れ入ります。議案書116ページにお戻りください。申請目的は、業者を介した売買です。受人は現在賃貸住宅に妻と子ども2人の計4人住んでいます。子供が生まれ家族も増え、手狭になり住宅の建設を考えていました。市街地や学校、高速道路のインターからも比較的近く最適な土地であると考え、この地を選定して自己用住宅用地として申請に至ったものです。</p> <p>申請地周辺の状況は東側は自己用住宅用地、西側は延命寺の境内に接してい</p>

	<p>ます。南側は住宅が建ち北側は農地に接しています。この農地の進入路は北側の市道からです。このことから状況を判断して他の農地へ支障をきたす恐れもないことから、転用にあたっては特に問題ないと思われます。</p> <p>以上、ご報告いたします。</p>
議長	次に、整理番号3について、事務局より説明を求めます。
事務局長	<p>整理番号3をご説明いたしますので、116ページをお願いいたします。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、障害者福祉施設用地です。用途地域は、準工業地域です。地区担当は、宮部延一委員でございます。</p> <p>申請地位置図は、119ページをお願いいたします。5-3については、準工業地域に存していますので、第3種農地と判断いたしました。</p> <p>第3種農地の転用は、原則、許可相当であることから、立地基準を満たしており、また、一般基準の不許可相当に該当する項目も申請書類を審査する限りにおいて、ないことから、本申請は、許可相当であるものと考えます。以上でございます。</p>
議長	整理番号3について、宮部延一委員から報告をお願いいたします。
宮部延一委員	<p>10番、宮部より報告させていただきます。</p> <p>11月19日午後1時頃、田島推進委員と現地確認を行いました。申請地の概要については議案書119ページ5-3の地図をご覧ください。</p> <p>申請地は国道254号線大天白交差点から東に約400mに位置しております。</p> <p>恐れ入ります、議案書116ページにお戻りください。</p> <p>申請目的は配食サービスや清掃業務等を行う障害者福祉施設を建設し、障害者の就労支援を行うものです。</p> <p>以上のことから、転用目的及び必要性は妥当であると思われます。申請地周辺は宅地化が進んでおり、農地を分断し集団性に支障が生じないこと、農道や水路にも支障を及ぼす恐れもないことから、転用にあたっては特に問題ないかと思われます。以上、ご報告いたします。</p>
議長	次に、整理番号4について、事務局より説明を求めます。
事務局長	<p>整理番号4をご説明いたしますので、116ページをお願いいたします。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、牧西地内の畑4筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、賃借権です。申請事由は、現場事務所及び資材置場用地としての一時転用です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、関根委員でございます。</p>

	<p>当該申請地につきましては、受人が請け負った埼玉県発注の小山川外護岸工事に伴う現場事務所及び資材置場用地として、一時転用の許可申請となったものでございます。</p> <p>申請地は、120ページをお願いいたします。5-4については、小山川外護岸工事に伴う現場事務所及び資材置場用地としての一時転用となります。一時転用については、農用地区域内農地であっても許可することができることとされており、また、「工事終了後、速やかに耕作の目的に供する土地に原状回復する」旨の事業計画書が提出されており、その農地の復元性が認められることから、本申請は許可相当であるものと考えます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと考えます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号4についてですが、本日、関根委員が欠席ですので、同じ担当地区の小川推進委員から報告をお願いいたします。</p>
小川推進委員	<p>関根委員に代わりまして、小川から報告させていただきます。11月18日12時半頃、関根委員と現地確認を行いました。申請地の概要については議案書120ページ5-4の地図をご覧ください。</p> <p>申請地は小山川グラウンドから、川を挟んで東約150mに位置しております。恐れ入ります、議案書116ページにお戻りください。</p> <p>申請目的は現場事務所・資材置場用地の一時転用です。</p> <p>埼玉県本庄県土整備事務所が発注する本庄市牧西地内の小山川外護岸工事のための現場事務所及び資材置場として利用したいとのことです。工事完了後は速やかに耕作の可能な農地に復旧する予定です。</p> <p>農用地区域内ではありますが、公共性の高いものであり、一時転用のため特に問題ないかと思われまます。</p> <p>以上の事から、転用目的及び必要性は妥当であると思われまます。</p> <p>以上、ご報告します。</p>
議長	<p>ただいま、整理番号1から整理番号4までの説明及び報告に対しまして、ご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号1から整理番号4について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として埼玉県知事に意見を送付いたします。</p> <p>以上で、議案審議を終了いたします。</p>

	<p>続きまして、報告に入ります。報告につきまして、報告第54号から報告第58号までを、順番に事務局よりお願いします。</p>
<p>事務局長</p>	<p>まずは、報告第54号をご説明いたしますので、議案書122ページをお願いいたします。</p> <p>報告第54号、農地法第3条の3の規定による届出について、専決処分したのでご報告いたします。</p> <p>届出内容については、123ページ及び124ページをお願いいたします。専決処分件数は、7件です。相続等により農地を取得した場合は、遅滞なく農業委員会へ届け出なければならないという規定による届出でございます。</p> <p>続きまして、報告第55号をご説明いたしますので、議案書125ページをお願いいたします。</p> <p>報告第55号、農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、専決処分したのでご報告いたします。</p> <p>届出内容については、126ページをお願いいたします。専決処分件数は、1件です。市街化区域内にある農地を農地以外のものにする場合は、あらかじめ農業委員会へ届け出ることにより埼玉県知事の許可を必要としないという規定による届出でございます。</p> <p>続きまして、報告第56号をご説明いたしますので、議案書127ページをお願いいたします。</p> <p>報告第56号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、専決処分したのでご報告いたします。</p> <p>届出内容については、128ページをお願いいたします。専決処分件数は、6件です。市街化区域内にある農地を農地以外のものにして、所有権の移転等をする場合は、あらかじめ農業委員会に届け出ることにより埼玉県知事の許可を必要としないという規定による届出でございます。</p> <p>続きまして、報告第57号をご説明いたしますので、議案書129ページをお願いいたします。</p> <p>報告第57号、農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について、農地法第6条第1項の規定により、別紙のとおり報告書が提出されたのでご報告するものでございます。</p> <p>報告書の提出件数は、2件で、その報告書が130ページから133ページまでのとおりとなっております。</p> <p>農地所有適格法人とは、耕作目的での農地の所有権等の権利の取得が認められている農地法上の法人でございます。農地所有適格法人となるための要件は、「法人形態要件」「構成員要件」「事業要件」「役員要件」となっております。</p>

	<p>これらの要件は、設立時のみでなく、設立後も満たされていることが必要となります。毎事業年度の終了後、3ヶ月以内に事業の状況等を農業委員会へ報告することが義務付けられているものです。</p> <p>続きまして、報告第58号をご説明いたしますので、議案書134ページをお願いいたします。</p> <p>報告第58号、農地法第18条第6項の規定による通知について、別紙農地の賃貸借契約合意解約通知書を受理しましたのでご報告いたします。</p> <p>通知内容については、135ページをお願いいたします。賃貸借契約合意解約通知書の受理件数は、7件です。農地の賃貸借につき合意による解約の通知が農地法第18条第1項ただし書の規定により、同項の許可を要しないで行われた場合には、これらの行為をした者は、農業委員会にその旨を通知しなければならないという規定による通知でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>報告でありますので、ご了解いただきたいと思います。</p> <p>以上で、報告を終了いたします。皆さまのご協力により、本日の付議事件は、すべて終了いたしました。ここで、議長の座を降ろさせていただきます。ありがとうございました。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、議事日程5、事務局連絡事項に移ります。</p> <p>(事務局長説明)</p> <p>以上をもちまして、令和4年第11回本庄市農業委員会総会を閉会いたします。大変、お疲れさまでございました。</p>

令和4年第11回本庄市農業委員会総会出・欠席者名簿

開催日	令和4年11月25日(金)					
開催場所	本庄市役所 大会議室					
開会時刻	午後2時					
閉会時刻	午後3時30分					
会長	田端 講一					
会長代理	細野 俊文					
議席番号	農業委員氏名	出欠状況	議事録署名人	地区	推進員氏名	出欠状況
1	細野 俊文	出席		藤田	糸原 直樹	出席
2	関根 清	欠席		仁手	吉田 芳昭	出席
3	金井 章夫	出席			高橋 公仁	出席
4	福島 公博	出席		旭	戸塚 毅	出席
5	塩原 廣一	出席			亀田 伸一郎	出席
6	塩原 茂夫	欠席		北泉	内田 信哉	出席
7	福田 武久	出席			荒井 康男	出席
8	立石 勝義	出席			門倉 恒茂	出席
9	岡芹 喜行	出席	○	児玉	田島 勇扇	出席
10	宮部 延一	出席	○		宮部 豊徳	出席
11	永尾 路子	出席		金屋	倉野内 浩	出席
12	田島 敏包	出席			鈴木 幹雄	出席
13	田端 講一	出席			鈴木 誠	出席
14	鳥澤 和子	出席		秋平	福田 光男	出席
15	鈴木 良美	出席			清水 辰雄	出席
16	間正 始	出席			根岸 正一	出席
17	木村 文子	出席		本泉	櫻井 利夫	出席
18	坂爪 裕	出席			木村 雅	出席
19	小賀野 昇	出席		共和	新井 明夫	出席
本庄	細野 林之助	出席			出牛 康	出席
藤田	小川 忠	出席			山本 道雄	出席
	福島 正紹	出席				

説明員

事務局長	中西 太
局長補佐兼庶務係長	高山 教子
局長補佐兼農地係長	高群 邦人
庶務係主査	飯川 佳紘
農地係主任	新井 靖子
農地係主事補	江森 憲太
支所環境産業課産業係主査	森本 克美

書記

局長補佐兼農地係長 高群 邦人